

## 介護予防サポーター (ゆずフィット) 養成講座

ゆずっこ元気体操の指導・サポートを行うボランティア、「介護予防サポーター (ゆずフィット)」を養成するための講座です。地域の高齢者を支え、一緒に住みよい地域を作るため、「介護予防サポーター (ゆずフィット)」として活動してみませんか。

▶開催日 全日程午前9時30分から11時30分まで

6月	6日 (木)、13日 (木)、27日 (木)
7月	4日 (木)、11日 (木)、25日 (木)
8月	1日 (木)、8日 (木)

▶場所 東公民館

▶内容 介護予防の効果、実技、グループワーク

▶対象 40歳以上の人で介護予防に関心があり、講座修了後に地域で積極的にゆずっこ元気体操の指導やサポートができる人

※養成講座修了者には、「ゆずフィット会員証」を交付し、介護予防サポーター (ゆずフィット) として登録させていただきます。

▶定員 15人 (申込多数の場合は抽選)

▶講師 埼玉県理学療法士会

▶料金 350円 (ボランティア保険代として6回目に集金します)

▶持ち物など 運動ができる服装、飲み物、筆記用具

▶申込み 下記窓口へお申し込みください。

▶問合せ 役場高齢者支援課高齢者福祉係  
☎295-2112⑩125

## 障害者差別解消法が 変わりました

令和6年度より改正障害者差別解消法が施行され、事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されました。障害の有無に関係なくともに生きる社会を実現するため、一緒に考えていきましょう。

	行政機関など	事業者
不当な差別的取扱い	禁止	禁止
合理的配慮の提供	義務	努力義務→義務

▶問合せ 役場福祉課障害福祉係 ☎295-2112⑩116

## 合併70周年記念住民提 案事業を募集します

毛呂山町は昭和30年4月1日に、旧毛呂山町と旧川角村が合併して発足し、令和7年4月1日に合併70周年を迎えます。住民の皆さんとともに祝い、地域の絆を深め、町の魅力を再発見・再認識する住民提案型の事業を募集します。事業が採択された団体には、補助金を交付します。

▶対象事業 町内に在住・在勤・在学する人を含む団体で、下記を全て満たす事業

- ・令和6年7月1日～令和7年3月14日までの間に開始・終了する事業
- ・毛呂山町内で実施する事業
- ・実施団体の構成員以外の住民が広く参加できる事業
- ・「毛呂山町合併70周年記念事業」を呼称に含む事業

▶補助額 補助対象経費の2分の1以内 (限度額は30万円)

※補助対象経費が20万円以上の事業が対象です。また、予算額に達し次第、受付終了となります。

▶申込み 5月13日 (月) から6月21日 (金) までに申請書類を総務課まで提出してください。

※申請後、内容を審査し、承認の可否を決定します (事前着手不可)。

▶問合せ 役場総務課自治振興係 ☎295-2112⑩312

## 英語検定受験料の 補助金を交付します

町では、町内小中学生の保護者へ実用英語技能検定 (英検) の受験料の補助を行います。

▶対象 町内に在住する小学校5・6年生および中学生の保護者

※小学生は英検5級以上、中学生は英検4級以上を受験した場合に限ります。

▶補助額 令和6年度中 (令和6年4月1日以降) に受験した英検の受験料 (1回分のみ)

▶申込み 令和7年2月28日 (金) までに申請書兼請求書、領収書、可否通知書の写しを持参の上、下記にお申し込みください。

▶問合せ 教育委員会学校教育課学務係 ☎295-2112⑩531

## 『町税口座振替推進キャンペーン』を実施します!!

町税の口座振替の新規申込をした人に、先着100人まで、もろ丸くんオリジナルエコバッグをプレゼント!!

- ▶ **対象者** 対象税目に令和6年度分の課税がある人で、キャンペーン期間中に新たに口座振替の申込をした人または、既に口座振替を利用している人で振替税目を追加した人が対象です。プレゼントは期間中1回限りとし、振替口座の変更は対象外です。
- ▶ **対象税目** 町県民税（普通徴収） 固定資産税 軽自動車税 国民健康保険税（普通徴収）
- ▶ **実施期間** 5月1日（水）から10月31日（木）まで（景品がなくなり次第終了）
- ▶ **口座振替可能な金融機関** みずほ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、埼玉りそな銀行、武蔵野銀行、東和銀行 埼玉縣信用金庫、飯能信用金庫、中央労働金庫、いるま野農業協同組合、ゆうちょ銀行
- ▶ **口座振替の申込方法** 預貯金通帳、届出印、納税通知書を持って、金融機関窓口または税務課窓口でお申し込みください。町内の金融機関には申込用紙が備え付けてあります。町外の金融機関で申し込む場合は、申込用紙をお送りしますので、税務課までご連絡ください。
- ▶ **エコバッグの受取方法** 申し込み後、口座振替依頼書（本人控え）を持って、税務課窓口にお越しください。



## 入院時の食事療養標準負担額が変わります

入院時の食事代は、医療費とは別に、食事療養標準負担額を患者が負担し、残りを入院時食事療養費として健康保険が負担しています。

今般、食材費の高騰などを踏まえ、入院時の食事療養標準負担額が令和6年6月1日に改正されます。

所得区分		令和6年6月1日から (1食あたり)	
住民税課税世帯		460円 → 490円 (一部260円 → 280円)	
住民税 非課税世帯	低所得者Ⅱ	過去12か月で 90日までの入院	210円 → 230円
		過去12か月で 90日を超える入院	160円 → 180円
	低所得者Ⅰ	100円 → 110円	

### ▶ 問合せ

国民健康保険加入の人／役場住民課国保年金係

☎295-2112⑩136

後期高齢者医療制度加入の人／役場高齢者支援課医療保険料係☎295-2112⑩177

※上記以外の健康保険加入の人は、ご加入の健康保険へお問い合わせください。

## 毛呂山町公式LINEに新機能が追加されました

### 毛呂山町公式LINE

### 友だち募集中!

**新機能①**  
防災行政無線の放送内容をLINEで受信  
(西入間広域消防組合が放送する火災情報などは対象外です。)

**新機能②**  
道路の損傷などを発見したらLINEで通報

他にも便利な機能がたくさんあります!!